

公正取引委員会が行う行政調査手続における手続保障の在り方に関する検討について

- 弁護士立会権・秘匿特権等の、被処分者の適正な防御権を確保する方策については、中立的な検討の場において、平成21年独占禁止法改正法に係る附帯決議を踏まえた検討を行い、原則として、検討開始後1年以内に、結論を得ることとする。

平成21年独占禁止法改正法案に対する附帯決議 (関係部分抜粋) (参考) (衆議院経済産業委員会(H21.4.24)、参議院経済産業委員会(H21.6.2))

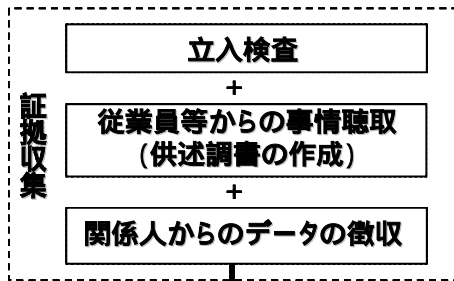
最近の急激な経済情勢の変化に伴い、かつてなく中小企業者や下請事業者の利益が不当に害されるおそれが高まっていることにかんがみ、市場における公正な競争秩序を確保するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

(中略)

2. 公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の選任・立会い・供述調書の写しの交付等について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。

公正取引委員会による行政調査から処分の確定までの流れ

事実解明のプロセス



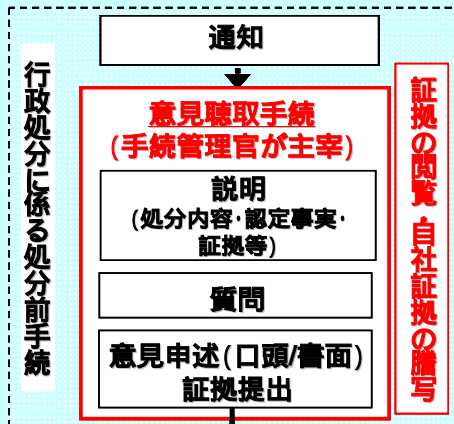
事件調査の結果、違反事実の解明・認定

行政調査手続： 事件調査の段階

違反被疑事実について必要な情報を収集し、**事実を解明するための手続段階**

中立的な検討の場において
検討の対象とする領域

行政処分とその確定に向けたプロセス

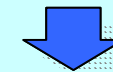


排除措置命令・課徴金納付命令

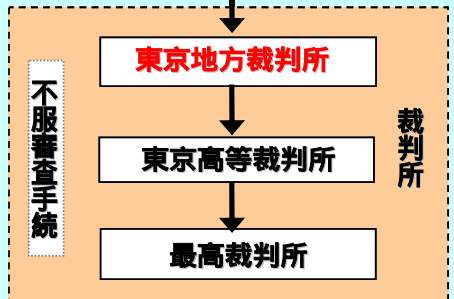
処分前手続： 意見聴取の段階

処分の名あて人となるべき者の権利保護を図る観点から、**名あて人となるべき者に対して防御権を行使する機会を付与するための手続段階**

今般の独占禁止法改正が
対象とする領域



行政処分



処分後の手続： 不服審査の段階

違法又は不当な行政処分を是正し、**被処分者の権利又は利益を保護するための行政争訟の手続段階**

弁護士の選任・立会いは
法的に担保(改正法第51条)